

令和8(2026)年産米・麦のモニタリング検査について

令和8(2026)年3月31日

農 政 課

I 基本的な考え方

- 国のガイドラインやこれまでのモニタリング検査結果を踏まえ、モニタリング検査を継続し、放射性物質の低減状況を確認する。

II 検査の概要

1 検査時期

出荷開始前から出荷初期段階

2 検査区域及び検査密度 ※

(1) 米

検査区域	検査密度	検査点数 (見込み)
市町	作付面積1位の市町 1点	1
ロットの選定方法	検査区域で作付けされている最初のロット(1点)を選定	

(2) 麦(小麦、二条大麦(ビール用を含む)、六条大麦 ※はだか麦は大麦を含む)

検査区域	検査密度	検査点数 (見込み)
市町	作付面積1位の市町 1点	3
ロットの選定方法	検査区域で作付けされている最初のロット(1点)を選定	

3 検査の準備・周知

(1) 関係機関・団体への通知

(2) 検査計画の検討(農業振興事務所、関係市町・団体等)

ア 対象農家の選定・・・検査区域と所要検体数の確認

イ 収穫・乾燥時期、出荷形態の確認

ウ サンプルング体制の整備

エ 関係者の協力分担の確認

オ 生産者への周知方法

カ 不測の事態への対応(検査強化時の検査方法変更への対応等)

4 検査計画とりまとめ(農業振興事務所)

(1) 対象JA・集荷業者と調整(農業振興事務所)・・・採取日、場所

(2) サンプルリスト作成・報告

各農業振興事務所は、市町、集荷団体等と協議の上、管内の検査計画を【穀類計画様

式】により作成する。(採取地点の選定にあたっては、放射性セシウムを含む農産物が生産される可能性が高いと考えられる地点を優先する。)

【報告期限】

米	7月31日(金)
麦	5月15日(金)

- (3) 生産者への協力依頼
- (4) サンプルリストの精査

5 サンプルング・検査

- (1) サンプルング日程の調整
- (2) サンプルング

農業振興事務所は、市町、集荷団体等と連携し、検査計画に基づき、収穫、乾燥・調製された生産物を出荷前の段階でサンプルングする。

ア 試料採取者

農業振興事務所職員

イ 試料の採取時期及び場所

対象米穀について、乾燥調製終了後に生産者の倉庫等で採取する。

ウ 試料採取方法

各検査の実施手順により採取する。

エ 調査試料の梱包

試料採取者は、ビニール袋を2枚用意し、1枚目のビニールに(2)のウの試料(2kg以上)を入れる。袋が膨らまないよう空気を除き、袋の口を3回折り曲げた後、養生用テープ等で密閉する。これを2枚目のビニール袋に入れ、同様の方法により梱包する。採取試料はサンプルリストと照合し、試料番号を包装した試料の袋に油性サインペン(黒)で大きめの文字で記載する。

(3) サンプルリスト(確定)の報告(農業振興事務所→農政課)

(4) サンプル搬送

農業振興事務所が直接または宅配業者を利用し、農業総合研究センターに搬入する。

(5) 検査

ア 農業総合研究センターにおいて、ゲルマニウム半導体検出器により測定する。

イ 検査結果は、農業総合研究センターがサンプルを受け取った日を含めて2~3日で判明する。

(6) その他

ア 個出荷(自家加工原料等)麦及び規格外麦の取扱い

農業振興事務所は、農協等の集荷業者を通さずに販売する麦や規格外麦があるかどうか情報収集し、全てのロットを対象とした検査を実施することとなった場合は、当該地域の規格外麦も含め全てのロットについて検査を実施する。

イ 種子用麦の取扱い

食用に販売しない限り、検査不要とする。

6 検査結果の取扱い

(1) 50Bq/kg超(100Bq/kg 以下)の放射性セシウムが検出された場合、栽培管理の状況や周辺ほ場の調査を行ない、地域的な広がりを確認した際には、市町単位は旧市町村の水準にする等、検査を強化する。

(2) 検査区域で 100Bq/kg 超が検出された場合、さらに詳細な検査を行ない、基準値を超える放射性セシウムが再度検出される等、地域的な広がりを確認した際には、当該区域の出荷自粛を要請する。

(3) 結果の伝達

ア 県は検査結果を確認し、関係市町・団体に通知するとともに公表する。

(県ホームページ)

イ 市町は、集荷団体等と連携し、生産者へ広く周知する。

ウ 基準値超過の場合等は、報道発表と併せて、関係機関・団体に速やかに情報提供する。

